

効果的な陳情方法とは

日本税理士政治連盟

国 対 委 員 会

令和2年8月

〈目次〉

I. 効果的に陳情するためには	1
II. 与党(自民党と公明党)における税制改正のスケジュール(流れ)	1
III. 与党(自民党と公明党)における税制改正の審議には大きく分けて2系統ある	3
IV. 『要望項目』の審議過程	4
V. 政府税制調査会(政府税調)と与党の税制調査会(党税調)	5
VI. 『主要項目』の審議過程	6
VII. 党税調における審議過程	6
VII. 党税調の会議の種類	7

〈参考資料〉

資料①「税制改正要望項目の振分け記号表」	9
資料②「自由民主党 税制調査会・部会等役員名簿」	9
資料③「公明党 税制調査会・部会等役員名簿」	10
資料④「税制改正の流れ(2019～2020)」	12
資料⑤「令和2年度税制改正に係る日程」	13
資料⑥「令和3年度以降の税制改正の検討課題」	14

I. 効果的に陳情するためには

効果的な陳情とは、「的確なタイミングで的確な相手に的確な要望を陳情すること」である。いかえれば、「いつ誰に何を陳情すればよいのか」を意識することが重要である。そのためには、税制改正決定のプロセスを知り、陳情時にそのプロセスのどの段階にいるのかを知ることと、陳情先の組織及びその構成員並びにその年度の税制改正の課題を知ることが重要である。以下、効果的な陳情方法について、自民党と公明党の組織を中心に説明することとする。

II. 与党(自民党と公明党)における税制改正のスケジュール(流れ)

(II-1)与党(自民党と公明党)における税制改正のスケジュール

【図1】 税制改正のスケジュールの例



※日程については、その年の改正内容・曜日回り等により若干前後する。

図1が与党(自民党と公明党)における税制改正の一般的なスケジュールである。

まず、8月31日に各府省庁からの予算の概算要求と税制改正の要望項目が締め切られ、次に、9月の中旬から10月上旬ごろまでに各種団体からの税制改正要望項目(以下「要望項目」という。)が提出される。この段階で、その年度の全ての要望項目が出揃うことになり、この後、与党の政務調査会の各部会ではこれらの要望項目のうち、どの要望項目を『重点要望項目』にするかを検討し始め、11月20日前後を目途に『重点要望項目』を決定する。

これらのスケジュールを踏まえると、単位税政連の陳情活動の日程は、広範囲に考えれば9月下旬から部会における『重点要望項目』決定の日の前日まで。狭く考えれば10月中旬から『重点要望項目』決定の日の前日までの期間(11月10日から15日まで)となる。

この期間における団体別の陳情の方法は、以下の図2のような内容が考えられる。

【図2】 団体別の陳情方法の例

日税政	議員会館でのキーパーソンへの陳情活動
単位税政連	地元での単位税政連選出議員への陳情活動
後援会	地元での被後援国会議員への陳情活動

各々が積極的に陳情活動をすることにより、税理士会の要望項目が部会において『重点要望項目』として取り上げられることになる。部会において『重点要望項目』にならないと与党の税調(自民

党税調と公明党税調(以下「党税調」という。)において議論の対象とならない。したがって、原則として『重点要望項目』にならなかった税理士会の要望項目はその年度において改正されないことになる。重要なことは、税理士会の要望項目が、党税調において検討される項目となることである。そのためには、上記の期間に日税政、単位税政連、後援会が一丸となって陳情活動をし、税理士会の要望項目を部会において『重点要望項目』にすることである。

(II-2)党税調における税制改正のスケジュール(日程の例：令和2年度税制改正)

【図3】令和2年度税制改正における日程表

[時間軸]	自民党	公明党	議題
11月			
21日	総会	総会	経済・金融情勢について、国・地方の財政状況、税収動向について
25日	小委	総会	部会等重点要望ヒアリング
27日	正副・小委	総会	主要項目(国際課税、法人税、たばこ税、個人所得課税、未婚のひとり親、所有者不明土地等に係る課税上の課題への対応、納税環境整備)
12月			
2日	正副・小委	総会	〇×(一次〇×)
4日	正副・小委	総会	マルセイ項目(国際課税、法人課税、たばこ税、個人所得課税、未婚のひとり親、所有者不明土地等に係る課税上の課題への対応住宅取得に係る措置、関税)
10日	正副・小委	総会	マル政等処理案概要
11日	正副・小委	総会	最終とりまとめ(最終処理案)、最終〇×
12日	正副・小委・総会	総会	令和2年度税制改正大綱

(※)前例では主要項目とマル政項目の審議はそれぞれ2日間行われる例が多いが令和2年度大綱の審議は上記のとおり

部会において『重点要望項目』になった項目は、第2段階として、党税調において議論されることになる。党税調においては、2日目に『重点要望項目』とした理由等について部会長からヒアリングが行われ、その後、マルバツ等審議の過程を経て改正項目になるものならないもの又はマル政項目となるもの等に振り分けられる。(資料①参照)マル政項目となったものは更に審議され、最終的に改正項目となったものは大綱に記載されることになる。なお、令和元年の税制調査会におけるマルバツ等審議の振り分けについては、図3の日程表によれば、11月27日小委員会に提案された7つの主要項目のうち納税環境整備を除く6つがマル政として12月4日に再度議論された。12月10日小委員会のマル政等処理では次年度改正項目には主要項目とされた7つが採用された。

図3のとおり、党税調における税制改正の審議は11月下旬から12月中旬までの短い期間で行なわれるため日程が非常にタイトであり、単位税政連では対応が難しい。したがって、党税調に

における税制改正への対応は日税政の国対委員会及び政策委員会のうち首都圏に事務所等を有する者を中心に対応することになる。但し、陳情対象である国会議員によっては、その国会議員の後援会会長に同席をお願いする場合もある。

図3のとおり、『要望項目』を審議する流れとは別に『主要(検討)項目(以下「主要項目」という。)]』を審議する流れがある。これは『要望項目』と異なり、部会における議論を行なうことなく党税調において審議されることになる。この『主要項目』については、「Ⅲ」と「Ⅵ」において説明する。

(II-3)府省庁における税制改正のスケジュール

II-1 冒頭に記載のとおり、毎年8月31日に各府省庁からの予算概算要求と税制改正要望が締め切られる。この府省庁の税制改正要望の多くは、後に部会の重点要望となる例が多く、日税連と連携して関係府省庁に積極的に働きかけることが極めて重要である。

Ⅲ. 与党(自民党と公明党)における税制改正の審議には、大きく分けて2系統ある

税制改正の審議には、大きく分けて『要望項目』を審議する流れと『主要項目』を審議する流れに分かれ、それぞれ審議の過程が異なる。

(Ⅲ-1)『要望項目』とは

『要望項目』とは、「各府省庁が政策として要望する項目」又は「各種団体等がその団体の利益のためにする要望項目並びに各種団体が国民の声を集約する要望項目」等である。この『要望項目』を審議する流れは、いわばボトムアップ型の議論といえる。当然、日税政の要望項目はここに位置する。

『要望項目』が改正項目となるか否かは、まず、第1段階(1次予選)として自民党と公明党の政務調査会に設置されている各部会において審議される。そして、いずれかの部会において『重点要望項目』として取り上げられた要望項目だけが、第2段階(本選)として党税調で審議されることとなる。いずれかの部会においても『重点要望項目』にならなかった要望は、党税調で審議されることはないので、原則として、その年度の改正項目にはならない。この点は極めて重要である。但し、各部会において『重点要望項目』にならなかった要望項目のうち、『主要項目』の審議で検討する要望項目については、党税調において審議されることになる。

(※『要望項目』の例)・・・令和2年度税制改正の『重点要望項目』

- ①消費税における単一税率及び請求書等保存方式を維持すること
- ②基礎的な人的控除のあり方を見直すとともに、所得計算上の控除から基礎控除へのシフトを進めること。
- ③「災害損失控除」を創設するとともに相続時精算課税制度における受贈財産が災害等により損失を受けた場合の救済措置を設けること。

(Ⅲ-2)『主要項目』とは

『主要項目』には、前年度以前に与党の税制改正大綱に記載された検討項目や骨太の方針などいわゆる政府4計画などに記載された項目が取り上げられる場合が多い。主要項目を審議する流れは、

いわば**トップダウン型**の議論であり、上記1の要望項目とは異なり、直接、党税調における審議項目となる。また、その検討課題については、前述の与党大綱の検討項目や政府4計画等から事前に予想することができる。また、税制改正の議論が始まる前から新聞等に掲載されることが多いため税制改正の方向性を知ることができる。

日税連としては、その改正内容が中小企業に過重な負担となる場合等、日税連の理念に反している場合には、反対又は一部反対であるとする要望を提出することになる。

(※『主要項目』の例)

- ①個人所得課税
- ②未婚のひとり親
- ③所有者不明土地等に係る課税上の課題への対応

IV. 『要望項目』の審議過程

(IV-1) 『部会』とは

『部会』は、自民党と公明党のそれぞれの政務調査会のなかの一機関であり、各府省庁とほぼ同じだけの数の部会がある。部会の所掌項目はそれぞれの府省庁と同じである。例えば、住宅税制は『国土交通(国交)部会』、中小企業税制は『経済産業(経産)部会』、情報通信・郵政は『総務部会』、金融税制は『財務金融(財金)部会』である。

部会には、部会長、部会長代理、副部会長(以下「部会長等」という。)の役職者がおり、審議の最終決定をする。部会は基本的に「平場(ひらば)。(党に所属する国会議員であれば誰でも出席できる会議のこと。)」であるが、その部会の所掌内容に精通した者やこれからその分野を勉強しようとする者が出席する機会が多い。

(IV-2)部会において『重点要望項目』として決定してもらうための陳情期間と陳情方法

日税政の税制改正の要望項目が改正項目となるためには、前述したように、1次予選として、いずれかの部会の審議において、『重点要望項目』として選ばれなくてはならない。したがって、**税政連の陳情活動において最も重要なことは、「部会の『重点要望項目』に選ばれるように陳情すること」**であり、そのためにはどうしたらよいかということを考えなければならない。

陳情方法としては、「**① 帰省時の国会議員に後援会や各単位税政連が行う陳情**」と、「**② 議員会館等において日税政が行う陳情**」の2種類がある。**①**は、いわば全ての国会議員に対する絨毯爆撃ともいえる方法であり、**②**は、**重点陳情先に対するピンポイント爆撃**ともいえる方法である。日税政の要望項目が部会において『重点要望項目』となるためには、どちらも重要である。

1. 部会長等以外の人に対する陳情

日税政の要望項目を『重点要望項目』として取り上げるか否かは、最終的には部会長等が決めるのであるが、会議において「この要望は必要な改正項目である。」といった発言があれば、部会長が審議項目として取り上げる可能性が高くなる。したがって、議員ごとの得意とする分野を覚え、その分野を得意とする議員に発言してくれるようお願いすることが必要である。議員の得意分野を把握するためには、その議員の過去の役職等が記載されている要覧等を参考にする。

2. 部会長等に対する陳情

部会長等に対しては、日税政の要望を取り上げて、部会の『重点要望項目』にしてくれるように陳情を行う必要がある。部会長等のメンバーについては、自民党と公明党のホームページに掲載されているので見ることを薦める。なお、陳情時期の前には、日税政から各単位税政連に対して最新の部会長等の名簿を送るようにしている。

3. 陳情の時期

部会への陳情期間は、一般には、10月中旬から：11月中旬頃まで(最長で、9月下旬から部会が『重点要望項目』を決定する日の前日まで)である。部会が『重点要望項目』を決定する日は、その年度の政治環境、党税調の開始日の日程その他の事情によって早まることもあるので、11月の上旬を目途とするのが望ましい。

したがって、各単位税政連においては、9月中旬までには後援会連絡会議を開催し、日税政が指定したその年度の最重点要望項目について説明し、9月下旬から10月下旬までの間に、後援会長等が被後援議員に上手に陳情できるように指導しなければならない。単位税政連が、10月の上旬に後援会長連絡会議を開催するには、案内文の作成及び資料の作成等があるため、8月の下旬から準備に取り掛かからなければ間に合わない。

4. まとめ

このように、部会長等や部会に出席した議員に我々の要望を聞き入れてもらうためには、選挙時の応援活動をしっかりやっていたら議員は相手にしてくれない。翻せば、日頃の税政連活動や後援会活動の成果が、如実に具現化するところである。

よく、重要な役職についている国会議員の後援会から「うちの先生は忙しいから陳情する時間をとれない」と言ったことを聞くが、選挙時に一所懸命に応援してくれた後援会に対して、約1か月の間に10分の時間も割いてくれない国会議員はいない。選挙時に応援活動をしっかりしていない証拠である。

自民党又は公明党の政務調査会のいずれかの部会において、日税連、日税政の税制改正要望を重点要望項目とすることは極めて難しいのが現状である。過去には、実質的に重点要望として取り上げられたのは、平成15年度税制改正における自民党の経済産業部会、平成21年度税制改正における自民党の財務金融部会、平成30年度税制改正における公明党の経済産業部会の例があるが、この高いハードルを突破するためには、全国の単位税政連と後援会、日税政の戦略と熱意、行動が必要である。

V. 政府税制調査会(政府税調)と与党の税制調査会(党税調)

税制に携わる審議機関として、首相の諮問機関である『政府税調』と次年度の税制改正を実質的に決定する『党税調』がある。

(V-1) 『政府税調』

政府税調は内閣府に設置された審議会であり、首相からの諮問を受け、中長期的な視点から税制の方向性を検討(年度によっては短期的検討)する機関である。報告書は「答申」として提出される。また、政府や財務省・総務省の主要(検討)項目の理論武装をすることもある。

(V-2) 『党税調』(自民党税調と公明党税調)

党税調は、自民党と公明党の政務調査会にそれぞれ属する調査会のうちの一つである。過去において、特に自民党税調の権限は絶大であり、税制に限っては首相も口をはさめない時もあるほどであった。現在は、「政高党低」と言われるように(首相)官邸の力が強大であり、官邸が税制改正の議論をしている期間内に会長の人事にまで口をはさむようになってきている。自民党税調と公明党税調は、別々に審議を進めているが、税制改正大綱は、最終的に与党の大綱として決定するため、両者の意見調整をするための審議機関として、与党税制協議会がある。最終的に決定される『与党の税制改正大綱』は、次年度の税制改正に反映されることになる。

VI. 『主要項目』の審議過程

主要項目の審議は、政策的見地から特に議論すべき重要課題について取り上げ検討が行われるものであり、部会では審議されず、党税調の主要検討項目において初めて審議される。

VII. 党税調における審議過程

党税調における審議過程は、下記(1)キックオフから(8)大綱決定まで段階的に進む。また、図3のとおり日程がタイトであるため、党税調における陳情は、日税政主体で行うことになる。陳情先は、党税調の役員及び部会長並びに平場の会議で発言してくれる議員である。陳情方法は対象議員を絞ったピンポイント陳情になる。

(1) キックオフ(総会)

税制改正審議の初日の総会では、税制改正の議論の前提として、経済・金融情勢及び国・地方の財政状況、税収動向の概要説明が行われ、意見交換が行われる。

(2) 部会等重点要望ヒアリング

日税政の要望項目がいずれかの部会において『重点要望項目』として取り上げられると、「部会等重点要望ヒアリング」において部会長から意見聴取する。各部会が『重点要望項目』とした項目は、「主要項目」が議論された後に、「マルバツ等審議」にかけられる。

(3) 主要項目審議

主要検討項目は、概ね2日間議論される。日税政の要望項目が、部会において、『重点要望項目』にならなかった場合でも、主要項目審議で議題となった場合には、この場で発言してもらうよう陳情する必要がある。

(4) マルバツ等審議

ここで審議される内容は、部会等の『重点要望項目』であり、主要検討項目ではない。結果として、以下の記号のように振り分けがなされる。(より詳細なものは、参考資料①に記載しているので、併せて参考として頂きたい。)

【図4】 要望項目の振分け記号表

○	今年改正する項目
×	今年は改正しない項目
マル政	後日改めて審議する項目
△	検討し、後日報告する項目
二重△	来年度以降検討する項目

したがって、マルバツ等審議において [○]、[マル政]、[△] の記号となるために第2回目の陳情(期間はマルバツ等審議の直前まで)を行う必要がある。

(5) マル政事項審議

「(4)マルバツ等審議」により [マル政] となった項目と主要検討項目のうちマル政案件審議の議題となった項目は、『マル政事項』として、今年度の改正項目にするかどうかの議論が行なわれる。したがって、日税政の要望項目がマル政事項となった場合は、今年度の改正項目として実現されるよう陳情しなければならない。この陳情が、ほぼ、その年度の税制改正要望の最後の陳情である。

(6) マル政事項等処理案

マル政事項審議での議論を受けて、次年度税制改正案の概要が示される。この段階での資料は図表を用いたものが多く、資料として役立つ。政治的判断に結論が出ていない項目は、ペンディング(「P」)として記載される。「P」と記載された項目については、会長預かりとなる。

(7) 最終処理案

マル政事項処理案でペンディングとなった項目も含めてすべての項目の結論が大綱と同じ文章で示される。あわせて、マルバツ等審議で、△、△事と判定された項目について最終案の報告が行われる(最終マルバツ)。この段階で、ペンディングとなっている項目もまれにあるが、それは、会長一任となる。

(8) 総会(大綱の決定)

総会で、その年度の大綱が決定される。

VIII. 党税調の会議の種類

〈自民党税調の場合〉

(1) 総会

自民党税調の場合、キックオフの最初の会議と大綱決定の最後の会議は総会として審議される。

(2) インナー(非公式幹部会)

党内における税制改正の議論の方法・方針を決める他、税制改正の最終決定を行う機関である。現

在の自民党税調のインナーのメンバー数は9人であり、構成員は参考資料②の名簿のとおりである。

(3) 正副・顧問・幹事会議(略して「正副」)

正副は、参考資料②の名簿に記載されている自民党税調の役員全てで開かれる会議である。主に、党税調の開催期間の午前中に開かれ、役員等間の協議が行われる。

(4) 小委員会(略して「小委」)

自民党所属の全ての国会議員が出席できるので平場とも呼ばれる。小委で優先的にかつ複数回の発言が認められる者は部会長であるが、その他の国会議員も発言することができる。

<公明党税調の場合>

(1) インナー(非公式幹部会)

党内における税制改正の議論の方法・方針を決める他、税制改正の最終決定を行う機関である。現在の公明党税調のインナーのメンバー数は6人であり、構成員は参考資料③の名簿のとおりである。

(2) 総会

公明党所属の全ての国会議員が出席できるので平場とも呼ばれる。この会議は、自民党税調の小委員会と同様である。

税制改正要望項目の振分け記号表

⊙	○	△	△	×	△	△	⊙	⊙
政策的問題として検討する	受け入れる	検討し、後日報告する	長期検討とする	お断りする	法案の内容をみて検討する	事務当局で検討し、後日報告する	措置済み	

(1)自民党税調の役員(40人内インナー9人。ゴシック体はインナー、うち枠囲みはコアインナー。)

会 長	甘利明
最高顧問	野田毅
顧 問	額賀福志郎
小委員長	宮沢洋一
小委員長代理	林芳正
副会長	石田真敏、石原 伸晃、衛藤征士郎、小渕優子、金田勝年、鴨下一郎、河村建夫、塩崎 恭久、塩谷立、中谷元、根本匠、細田 博之、村上誠一郎、森山裕、山口俊一、山本幸三、山本有二、中川雅治
幹事	井林辰憲、井上信治、大串正樹、奥野信亮、木原誠二、後藤 茂之、坂井学、坂本哲志、谷公一、平井卓也、古川禎久、松本剛明、山際大志郎、石井正弘、片山さつき、金子原二郎、西田昌司

(2)重要部会の構成員(令和元年9月24日現在)

財務金融部会	部会長	松下 新平
	部会長代理	井林 辰憲、鬼木 誠、勝俣 孝明、藤丸 敏、大家 敏志
	副部会長	大串 正樹 長峯 誠
経済産業部会	部会長	武藤 容治
	部会長代理	石川 昭政 小林 鷹之 山田美樹 太田房江
	副部会長	池田 佳隆、星野 剛士、大隈 和英、岡下 昌平、船橋 利実、三谷 英弘、神田 裕
総務部会	部会長	中根 一幸
	部会長代理	安藤 裕 池田 道孝 富樫博之 柘植芳文
	副部会長	鳩山 二郎、三浦 靖、木村 次郎、高木 啓、徳茂 雅之

(3)その他の部会の部会長(令和元年9月24日現在)

内閣第一部会長：猪口邦子、内閣第二部会長：関 芳弘、国防部会長：原田憲治、外交部会長：中山泰秀、文部科学部会長：高階恵美子、厚生労働部会長：平口 洋、農林部会長：野村哲郎、水産部会長：岩井茂樹、国土交通部会長：小里泰弘、環境部会長：とかしきなおみ、法務部会長：越智隆雄

資料③

(1)公明党税調の役員(15人内インナー6人。ゴシック体は「インナー」のメンバー)

会 長	西田実仁
顧 問	井上義久 北側一雄 斉藤鉄夫
会長代理	赤羽一嘉
副会長	若松 謙維 富田 茂之 魚住 裕一郎 山本 香苗 榎屋 敬悟
事務局長	竹内譲
事務局次長	稲津久 宮崎勝 竹谷とし子 伊藤涉

※前年度(平成31年度改正時)のメンバー表である。

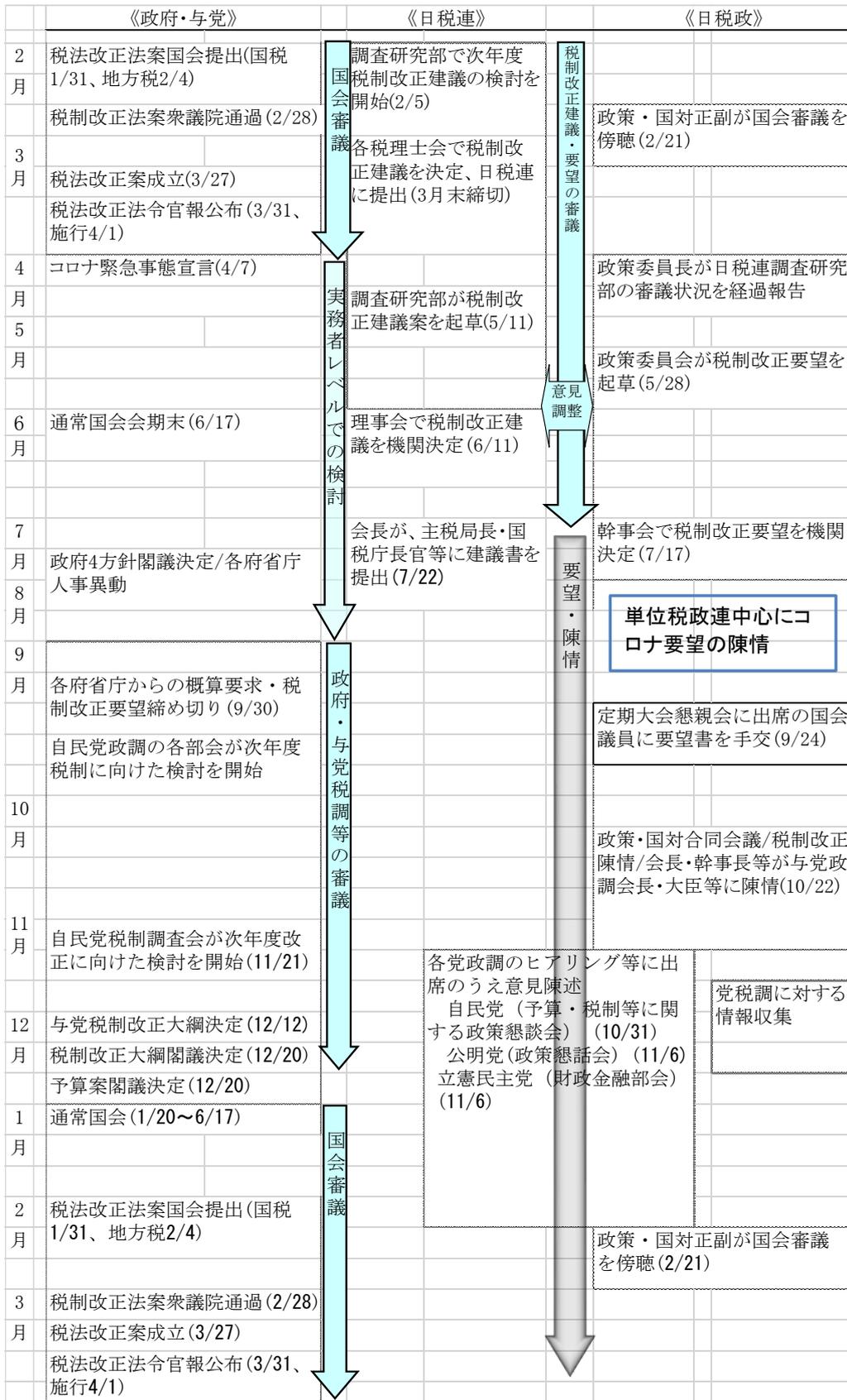
(2)重要部会の構成員(令和元年9月26日現在)

財政・金融部会	部会長	伊佐進一
	部会長代理	熊野正士
	副部会長	伊藤 涉 浜田昌良 杉 久武
経済産業部会	部会長	鰐淵洋子
	部会長代理	平木大作 新妻秀規
	副部会長	江田康幸 太田昌孝 三浦信祐 竹内真二
総務部会	部会長	國重 徹
	部会長代理	山本博司
	副部会長	伊藤 涉 谷合正明

(3)その他の部会の部会長(令和元年9月26日現在)

内閣部会	太田昌孝	法務部会	濱地雅一
外交部会	竹内 譲	安全保障部会	佐藤茂樹
文部科学部会	浮島智子	厚生労働部会	高木美智代
農林水産部会	谷合正明	国土交通部会	岡本三成
環境部会	江田康幸	復興・防災部会	浜田昌良
決算・行政監視部会	三浦信祐		

税制改正の流れ（2019～20年）



令和3年度税制改正に係る日程(カッコ内は前年度の例)

令和2年7月15日

令和2年(平成31年・令和元年)

- 2月5日(2月19日) 日税連調査研究部会=次年度建議に向けたキックオフ
- 3月31日(3月28日) 日税連調査研究部会=各単位会の建議項目を整理
- 4月9日(4月11日) 日税連調査研究部会が建議書案の審議
- 4月23日(4月26日) 日税連調査研究部会常任委員会が建議書案の審議
- 5月11日 日税連調査研究部会が会長あて具申として建議書案をとりまとめ
- 5月14日(5月15日) 日税連会務執行打ち合わせ=調査研究部が会長あて具申を提出
- 月 日(5月15日) 政策委員会アンケート発送
- 月 日(5月30日) 政策委員会アンケート締め切り
- 5月21日(6月3日) 政策委員会正副委員長会で重点要望項目(案)を起草
- 5月28日(6月11日) 政策委員会全体会議で重点要望項目(案)を作成
- 6月11日(6月27日) 日税連理事会→幹事長・政策委員長と日税連専務理事・調査研究部長の協議
- 6月30日 自民党税理士制度改革推進議員連盟幹部会
- 7月15日(7月17日) 正副幹事長会で要望書案・重点要望項目案を協議
- 7月17日(8月5日) 幹事会が要望書・重点要望項目を決定
- 月 日(7月22日) 日税連が国税庁等関係省庁に建議を提出
- 9月24日(9月26日) 定期大会
- 9月30日(8月31日) 各府省庁から財務省・総務省への税制改正要望締め切り
- 月 日(10月31日) 自民党ヒアリング(予算・税制等に関する政策懇談会)
- 10月20日(11月5日) 政策委員会・国対委員会合同会議(税制改正陳情)/会長・幹事長等が与党政調会長・主要大臣等に要望書を提出
- 月 日(11月6日) 公明党ヒアリング(政策懇話会)
- 月 日(11月14日) 共同会派(立憲民主、国民民主等)税制ヒアリング(前年度日付は立憲財金部会)
- 11月 (11月中旬) 自民党・公明党各部会が次年度税制改正の重点要望を決定し党税調に提出
- 11月 日(11月21日) 自民党税制調査会総会(次年度改正に向けた検討を開始)
- 11月 日(11月21日) 公明党税制調査会総会(次年度改正に向けた検討を開始)
- 11月 日(11月25日) 自民党税調小委員会・公明党税調総会(部会長からの重点要望ヒアリング)
- 11月 日(11月27日) 自民党税調正副、小委員会・公明党税調総会(主要項目)
- 12月 日(12月2日) 自民党税調正副、小委員会・公明党税調総会(一次〇×)
- 12月 日(12月4日) 自民党税調正副、小委員会・公明党税調総会(マル政審議)
- 12月 日(12月10日) 自民党税調正副、小委員会・公明党税調総会(マル政等処理案)
- 12月 日(12月11日) 自民党税調正副、小委員会・公明党税調総会(最終処理案)
- 12月 日(12月12日) 自民党税制調査会総会・公明党税制調査会総会=税制改正大綱決定
- 12月 日(12月20日) 税制改正大綱閣議決定
- 令和3年(令和2年)
- 1月 日(1月20日) 通常国会召集
- 1月 日(1月31日) 税制改正法案(国税分)国会提出
- 2月 日(2月4日) 税制改正法案(地方税分)国会提出
- 2月 日(2月28日) 税制改正法案(国税分、地方税分)衆院通過
- 3月 日(3月27日) 税制改正法案(国税分、地方税分)可決成立

政策委員長からの経過報告(2/12、4/23、5/7、5/14)に変更

※かっこ書きは前年度の日程

【令和3年度以降の税制改正の検討課題】

(1) 『令和2年度税制改正大綱』の検討課題(自由民主党・公明党/令和2年12月12日)

- 年金課税
- デリバティブを含む金融所得課税のさらなる一体化
- 小規模規模企業に係る税制のあり方
- カジノから生じる所得にかかる適正な申告の確保等の観点から、関連する納税環境整備
- 自社株式を対価とした公開買付け等に係る課税のあり方
- 自動車関係諸税
- 原料用石油製品等に係る免税・還付制度の本則化
- 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率
- ガス供給業に係る収入金額による外形標準課税

(2) 『経済財政運営と改革の基本方針2019』(骨太の方針2019/令和元年6月21日閣議決定)における、[税制改革]の項目

- 個人所得課税や資産課税について、人生100年時代を見据え、働き方の多様化への対応や再分配機能の向上、格差の固定化防止等の観点から、累次の改正の効果も見極めつつ、引き続き丁寧に検討を進める。個人所得課税について、ライフコースの多様化も踏まえ、老後の生活等に備える資産形成を支援する公平な制度の構築に向けて、包括的な見直しを進める。資産課税についても、機会の平等の確保に留意しながら、資産移転の時期に中立的な制度の構築に向け、検討を進める。
- 企業に対し、これまで進めてきた成長志向の法人税改革の活用等により、賃上げや生産性向上への取組を促すとともに、租税特別措置について、毎年度、適用状況や政策効果を見極めながら必要な見直しを行う。
- 国際協調に基づく「BEPSプロジェクト」の勧告の着実な実施を通じて、グローバルな経済活動の構造変化及び多国籍企業の活動実態に即した国際課税制度の再構築を進めていく。経済の電子化に伴う課税上の課題についても、長期的な解決策の国際的な合意に向けた議論に積極的に貢献する。あわせて、税務当局間の情報交換を一層推進する。
- ICTの更なる活用等を通じて、納税者が簡便・正確に申告等を行うことができるよう納税環境の利便性を高め、社会全体のコスト削減及び企業の生産性向上を図る観点から、税務関係システムの高度化も図りつつ、税務手続の電子化等を一層推進する。グローバル化やICT化が急速に進展するとともに、新たな経済活動が拡大する中で、適正公平な課税を実現し、税に対する信頼を確保するため、制度及び執行体制の両面からの取組を強化する。

(3) 経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方(政府税制調査会/令和元年9月26日)「第二 令和時代の税制のあり方(抄)」

- 人口減少、少子高齢化への対応
- 働き方やライフコースの多様化等への対応
 - ・個人所得課税における諸控除の見直し
 - ・企業年金・個人年金等に関する公平な税制の構築
 - ・資産再分配機能の適切な確保と資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築
- 経済のグローバル化やデジタル化等への対応
 - ・グローバル化に対応した法人課税のあり方

- ・国際的な租税回避への対応
 - ・経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題への対応
 - ・企業経営の実態を踏まえた連結納税制度の見直し
 - ・気候変動問題等への対応
- デジタル時代における納税環境の整備と適正・公平な課税の実現
- 持続可能な地方税財政基盤の構築

〈参考〉 所得税法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 15 号) (抄)

附則

(消費税の軽減税率制度の円滑な導入・運用等に向けた措置)

第 171 条 政府は、消費税の軽減税率制度の導入に当たり混乱が生じないよう万全の準備を進めるために必要な体制を整備し、消費税の軽減税率制度の周知及び事業者の準備に係る相談対応を行うとともに、事業者の準備状況及び政府における取組の状況を検証しつつ、必要に応じて、消費税の軽減税率制度の円滑な導入及び運用に資するための必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、消費税の軽減税率制度の円滑な運用及び適正な課税を確保する観点から、中小事業者の経営の高度化を促進しつつ、消費税の軽減税率制度の導入後 3 年以内を目途に、適格請求書等保存方式の導入に係る事業者の準備状況及び事業者取引への影響の可能性、消費税の軽減税率制度の導入による簡易課税制度への影響並びに消費税の軽減税率制度の導入に伴う経過措置の適用状況などを検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。